

住民監査請求に基づく監査結果書

第1 請求のあった日

平成28年7月25日

第2 請求人

住所及び氏名 (省略)

第3 請求の要旨

- 1 請求の趣旨及び措置の請求内容並びに事実証明補足説明(「糸島市職員措置請求書」原文のまま。ただし、請求者に関する事項は省略。)

一 請求の要旨

- ・請求の対象となる職員

Y

- ・財務会計上の行為の内容

住居手当を不当に受給している

- ・違法又は不当な公金の支出の内容

住居手当の基礎となる住居届【別記様式(第6条関係)】の虚偽記載

建物賃貸借契約書の契約期間が徒過し、更新契約はおこなっていない。

住居届【別記様式(第6条関係)】に添付している建物賃貸借契約書の不存在

- ・損害の内容

公金より本来支払う必要のない住居手当が漫然と支給されている。

- ・措置の請求内容

今後の住居手当支給の即停止

平成27年12月21日以降に支給した住居手当の返還

二 請求者 X

- 三 地方自治法第242条第1項の規定により、別紙資料および事実証明補足説明書を添え、必要な措置を請求します。

四 事実証明補足説明書

糸島市職員は、住居手当に関する規則第6条の規定により、居住の事実、住宅の所有関係等を、別記様式(第6条関係)の「住居届」を(賃貸借)契約書の写し、住民票謄本を添付しておこなうことになっています。また、この「住居届」には、契約年月日、契約期間等を記入することになっています。なお、(賃貸借)契約書【別添資料1】によ

れば、

- ・ 契約日 平成 25 年 12 月 13 日
- ・ 契約期間 平成 25 年 12 月 21 日から平成 27 年 12 月 20 日までの 2 年間
となっています。

契約期間満了後については、(賃貸借)契約前におこなわれる重要事項説明書【別添資料 2】の 15・契約期間及び更新に関する事項のなかの、更新の可否によれば、(合意により)更新できます。と記載されています。

平成 27 年 1 月 1 日より、(賃貸借)契約における貸主人代理の地位が、所有者 A の意向により、株式会社 B から株式会社 C へ変更になる。【別添資料 3】

における通知[平成 26 年 12 月 2 日発送]および(賃貸借)契約のまき直しを「管理会社変更のお知らせ」【別添資料 4】にて Y 氏へおこなうとともに、後日、まき直し(賃貸借)契約書を送付。

まき直し(賃貸借)契約書【別添資料 5】が回答書【別添資料 6】とともに Y 氏から貸主代理の株式会社 C へ返送されてくる。これによれば、Y 氏は(賃貸借)契約書をまき直す必要がないと主張し、あらためまして、まき直し契約書への署名・捺印を拒否。

物件の所有者と協議を重ねた結果、賃借人の Y 氏は、高い倫理観を持つ地方公務員とはおもえない動向に加え、二回の引越料【別添資料 6】を含む高額な立ち退き料を請求するなど、社会通念上、一般人とはおもえない書面を送りつけるなどの行動が確認されたため、賃貸人代理 株式会社 C は、別添資料 1 の契約期間をもって、契約を解除する旨を通知書[平成 27 年 4 月 28 日]【別添資料 7】を送付した。なお、別添資料 2 によれば、この契約は賃貸人代理の合意がなければ更新できないことになっています。

その後、契約期間 平成 25 年 12 月 21 日から平成 27 年 12 月 20 日が満了し、合意による更新がなされていないにもかかわらず、賃借人 Y 氏は、退去することなく、堂々と居住し続けています。

そこで、Y 氏が提出している住居届は、すでに契約期間(平成 25 年 12 月 21 日から平成 27 年 12 月 20 日までの 2 年間)を徒過しており、平成 27 年 12 月 21 日以降について、Y 氏は、物件の所有者および賃貸人代理に無断で居住しているに過ぎず、不法に占拠している状況であり、住居手当の支給を受ける資格を有していないと考えています。

本件は蛇足の域ですが、Y 氏は、あらためて賃貸人代理から建物明け渡しを含めた賃貸借契約書の解除を求められています。内容は、「右契約特約条項に、『標記記載の入居者に変更が生じた場合は、乙は事前に書面にて申し出を行い、甲が承諾した場合、引き

続いて契約は継続するものとします。その際、事務手数料として賃料の1ヶ月相当額(別途消費税)を乙は甲へ支払うとともに、賃貸借契約書の再作成を行い、新入居者の住民票及び連帯保証人の印鑑証明書、その他、甲が指定する書類を甲に提出するものとします。』とありますが、Y氏は、入居者に変更があったにもかかわらず、当該申し出がないまま約1年が経過しておりまして、重大な契約違反が継続している由々しき状況です。さらに、家賃保証会社加入が従前の賃貸借契約の条件であったにもかかわらず、Y氏は弊社に無断で保証会社に保証を打ち切る旨の書面を通知していることも確認しております。おもうに、当該物件の賃貸借契約について賃借人のY氏との信頼関係は全くなく、また、今後の回復の見込みも全くないことから、賃貸借契約書第18条2(7)の規定によりあらためまして平成28年8月31日をもって、当該物件の賃貸借契約の解除をいたします」と通知[平成28年7月21日]【別添資料8】されています。

最後に、わたくしことXは、生まれも育ちも糸島市民であります。たまたま現在の賃貸人代理の株式会社Cに勤務しており、本件に対し、物件所有者のA様のフォローをさせていただいておりまして、Y氏の不当な住居手当の受給を知ることとなりました。

以上、以下余白。

2 措置請求書に記載された事実を証する書面

「[普通]建物賃貸借契約書(住居用)」(平成25年12月13日締結分)の写し(事実証明補足説明書(以下「補足説明書」という。)に記載された【別添資料1】)

「重要事項説明書(建物賃貸借用・住居用)」(平成25年12月13日署名押印分)の写し(補足説明書に記載された【別添資料2】)

「管理業務委託契約書」(平成26年11月23日締結分)の写し(補足説明書に記載された【別添資料3】)

「管理会社変更のお知らせ」(平成26年12月3日付け通知分)の写し(補足説明書に記載された【別添資料4】)

「建物賃貸借契約書」(平成27年1月1日付け作成分)の写し(補足説明書に記載された【別添資料5】)

「回答書」(平成27年1月5日付け通知分)の写し(補足説明書に記載された【別添資料6】)

「通告書」(平成27年4月28日付け通知分)の写し(補足説明書に記載された【別添資料7】)

「通知書」(平成28年7月21日付け通知分)の写し(補足説明書に記載された【別添資料8】)

第4 請求の要件審査

本件請求は、地方自治法(昭和22年法律第67号)(以下「自治法」という。)第

2 4 2 条所定の要件を備えているものと認め、平成 2 8 年 7 月 2 6 日、これを受理した。

第 5 監査の実施

1 監査の対象事項

本件請求の要旨等を勘案し、監査対象事項を次のとおりとした。

Y（以下「当該職員」という。）が、糸島市長（以下「市長」という。）に提出した住居手当支給の基礎となる住居届に、虚偽の記載があるか否かの事実の確認。

当該職員が住居届に添付し、市長に提出した建物賃貸借契約書が、存在しているか否かの事実の確認。（提出されている建物賃貸借契約書の有効性等の是非については、監査の対象外とする。）

上記 の事実行為及び の事実により、当該職員が、違法又は不当に住居手当を受給している事実の有無。

2 監査対象事項の検討段階において監査対象から除外した事項

本件請求の要旨等から、請求人が主張される建物賃貸借契約書の不存在の期間（平成 2 7 年 1 2 月 2 1 日から監査実施時点まで）における、契約の有効・無効の是非に関する事実確認を監査の対象事項とすべきか否かについて検討を行った。

検討の結果、当該事実確認については、契約の当事者間に、その有効性の有無に関する見解の相違等の問題が生じていることが推察されたが、今回の問題については、一般的に、訴訟等による公の司法の場又は双方の和解等において結論を出すものであるとの見解に至り、自治法第 1 9 9 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく監査委員の職務権限を逸脱していると判断した。

よって、当該事実確認については、監査の対象事項から除外することとした。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

自治法第 2 4 2 条第 6 項の規定に基づき、平成 2 8 年 8 月 1 8 日、請求人による陳述を聴取した。

なお、同項の規定に基づく、請求人からの新たな証拠書類等の提出はなかった。

4 監査の対象部局

総務部総務課

5 監査の方法

自治法第 2 4 2 条第 4 項の規定に基づき、平成 2 8 年 8 月 1 9 日、監査の対象部局の関係職員から事情聴取を行った。

第 6 監査の結果

1 確認した事実

監査の対象事項に関する事実関係等について、監査の対象部局の関係職員から事情

聴取を行うとともに、関係書類等の提出を求め、次のとおり確認した。

糸島市職員の住居手当に関する規則（平成22年糸島市規則第45号）（以下「規則」という。）別記様式（第6条関係）住居届（以下「住居届」という。）の存在及び虚偽記載の事実確認

ア 平成26年1月6日付けで、当該職員が作成し、当該職員によって市長へ提出された住居届は、同日に、担当課である総務課職員（以下「担当職員」という。）により收受されている。

イ 平成26年1月6日付けで、担当職員により收受された住居届については、当該住居届に添付された「住民票謄本」及び「建物賃貸借契約書（写し）」（以下「添付書類等」という。）との照合により、記載漏れ、誤記等の有無について形式的な審査（以下「形式審査」という。）が行われ、加筆・修正等はなく受理され、その後、住居手当支給決定等に係る事務手続きが行われている。

なお、この形式審査においては、添付書類等に記載された事項が、住居届に正確に記載されていることをもって、虚偽の記載の事実は存在しないものと判断されている。

ウ 平成26年1月6日付けで、当該職員が提出し、担当職員により收受された住居届以外に、同日以降から監査実施時点に至るまでの間、当該職員から市長に提出された住居届の存在は確認されなかった。

住居届に添付された建物賃貸借契約書の存在の事実確認

ア 平成26年1月6日付けで、当該職員から提出され、担当職員が收受した住居届には、「住民票謄本」及び「建物賃貸借契約書（写し）」が添付されており、住居届と併せて收受されている。

イ 住居届及び添付書類等を收受した担当職員により、住居届に記載すべき事項すべてが添付書類等に具備されていること、契約者である甲乙双方の署名・押印があり、契約書として成立していること等の審査が行われ受理されている。

その後、住居手当支給決定等に係る事務手続きが行われている。

ウ 平成26年1月6日付けで、当該職員が提出し、担当職員により收受された住居届の添付書類等以外に、同日以降から監査実施時点に至るまでの間、当該職員から市長に提出された添付書類等の存在は確認されなかった。

平成26年1月6日時点における住居手当の支給及び支給額の決定等に係る違法性又は不当な事実の有無確認

ア 担当職員により收受された住居届及び添付書類等は、形式審査を経て受理され、担当職員により住居届下段の「確認及び決定欄」に受理年月日、受理者、借家又は持家の区分、住居手当支給額の算定式及び算定結果による住居手当支給額を記載し、係内の回覧後、上席職員による決定に付されている。

イ 担当職員による住居届及び添付書類等の形式審査については、糸島市職員の給与に関する条例（平成22年糸島市条例第52号）（以下「条例」という。）第14条第1項第1号、規則第6条及び第7条の規定に基づき行われている。

【糸島市職員の給与に関する条例（抜粋）】

（住居手当）

第14条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住する住宅（貸間を含む。第3号において同じ。）を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（規則で定める職員を除く。）

【糸島市職員の住居手当に関する規則（抜粋）】

（届出）

第6条 新たに給与条例第14条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、住居届（別記様式）により、その居住の実情、住宅の所有関係等を速やかに任命権者（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額、住宅の所有関係等に変更があった場合についても、同様とする。

- 2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

（確認及び決定）

第7条 任命権者は、職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が給与条例第14条第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

- 2 任命権者は、前項の規定により住居手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を住居届の住居手当認定欄に記載するものとする。

ウ 添付書類等のうち建物賃貸借契約書（写し）の審査については、上記、第6の1のイのとおり、建物賃貸借契約書（写し）に住居届に記載すべき事項すべてが具備されているか、契約者である甲乙双方の署名・押印があり、契約書として成立しているか等の審査が行われている。

これら審査の根拠は、規則第7条の規定による「届出に係る事実の確認」であるが、「事実の確認」に係る詳細な事項を定めた法的根拠は存在しなかった。

また、この「事実の確認」には、提出された建物賃貸借契約書（写し）が虚偽のものであるか否かの審査までを含むものではなかった。

エ 決定された住居手当支給額については、条例第14条第2項第1号イの規定に基づき、以下のとおり算定されている。

【住居手当算定式及び決定された支給額】

(家賃 - 控除額) × 1/2 = 算定額 上限額 + 加算額 = 支給決定額
(62,000円 - 23,000円) × 1/2 = 19,500円 16,000円 + 11,000円 = 27,000円

【糸島市職員の給与に関する条例（抜粋）】

（住居手当）

第14条（略）

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（第1号又は第2号に掲げる職員のうち第3号にも該当する職員にあっては、第1号又は第2号に掲げる額及び第3号に掲げる額の合計額）とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

ア 月額2万3,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から1万2,000円を控除した額

イ 月額2万3,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から2万3,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が1万6,000円を超えるときは、1万6,000円）を1万1,000円に加算した額

(2) 前項第2号に掲げる職員 2,500円

(3) 前項第3号に掲げる職員 第1号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

オ 住居手当の支給決定及び支給額の決定については、規則第7条第1項の規定に基づき任命権者は市長であるが、糸島市職務執行基本規則（平成22年糸島市規則第5号）第11条の専決権限に関する規定に基づき、総務課長の専決事項となっており、平成26年1月6日に総務課長の決裁により行われている。

【糸島市職務執行基本規則（抜粋）】

（専決権限）

第11条 副市長、部長・室長、課長、参事及び企画監の専決権限に属する事項（以下「専決事項」という。）は、別表第5及び別表第6のとおりとする。

別表第5（第11条関係）

事務の種類	共通専決事項	専決区分			備考
		副市長	部長	課長	
2 組織及び人事	1 組織管理（略）				
	2 人事管理 (1)～(13)（略） (14) 手当等の認定 ア 定期的なものの認定 イ 特殊なものの認定 (15)～(20)（略）			(総務)	
			(総務)		
	3 研修計画の決定（略）				
備考	1 共通専決事項及び専決区分の欄中「部長」は、室長を含むものとする。 2 共通専決事項の欄中「課長」は、参事、企画監及び担当課長を含み、専決区分の欄中「課長」は、参事及び企画監を含むものとする。 3 専決区分の部長の欄中「(総務)」とあるのは、「総務部長」の特定専決権限を示す。 4 専決区分の課長の欄中「(総務)(財政)(管財契約)」とあるのは、「総務課長、財政課長、管財契約課長」の特定専決権限を示す。 5 合議を必要とする場合は、専決区分に従い、同等の職位と行うものとする。 6 「1件」とは、それぞれ相互に関連した契約等を総称したものをいう。				

- 平成27年12月21日以降の住居手当支給に係る事務手続き等の事実確認
- ア 平成26年1月6日に、当該職員より、住居届と併せて提出され受理された建物賃貸借契約書(写し)について、平成27年12月20日が契約期間の満了日であるが、契約期間満了日以降に、当該職員による、届出等の手続は行われていない。
- イ 規則第6条第1項の規定では「職員の居住する住宅、家賃の額、住宅の所有関係等に変更があった場合」に届出が義務付けられており、当該職員による、届出等の手続が行われていないことから、建物賃貸借契約が更新前と同条件のまま更新されたものとみなされている。
- ウ 建物賃貸借契約が更新前と同条件のまま更新されたものとみなされていることにより、当該職員に対する住居手当の支給は、継続されている。
- エ 住居届中、「主な届出の理由」欄の「契約関係の変更(契約の更新を含む。)」に該当する場合の要件については、その要件を定めた法的根拠が存在せず、運用上の取り決めも存在しなかった。
- オ 条例及び規則が制定・施行された平成22年以降、建物賃貸借契約が更新前と同条件のまま更新された場合で、「契約関係の変更(契約の更新を含む。)」による届出が提出された事案は発生していない旨の確認を得た。
- カ 建物賃貸借契約書の規定に、契約期間及び甲乙双方の合意による契約期間の自動更新の定めがあるものについて、住居手当の支給決定権者(任命権者である市長の専決権限を持つ総務課長。以下同じ。)に、契約期間満了に伴う調査等の権限を定めた法的根拠は存在しなかった。

平成27年12月21日から監査実施時点までの間の住居手当の支給及び支給額の違法性又は不当な事実の確認

- ア 当該職員に対する住居手当の支給は、継続されている。
- イ 住居手当支給額の算定の基礎となる家賃の額については、建物賃貸借契約が更新前と同条件のまま更新されたものとみなされ62,000円であり、住居手当支給額については、27,000円となっている。
- ウ 建物賃貸借契約が更新前と同条件のまま更新された場合において、届出等の手続が行われていないが、当該手続がないことを理由とし、住居手当の支給継続又は支給停止を定めた法的根拠は存在しなかった。

監査実施時点以降の住居手当の支給及び支給額の違法性又は不当な事実の確認

- ア 当該職員に対する住居手当の支給については、当該職員による届出等の手続がない限り継続される旨の確認を得た。
- イ 住居手当の支給予定額については、27,000円である。
- ウ 住居手当の支給が継続されることとなる法的根拠の有無については、上記、第6の1のウのとおりである。

規則第10条の規定による事後の随時確認実施状況について

- ア 規則第10条の規定による事後の随時確認の実施状況については、全職員から提出される年末調整に係る各種申告書において、規則第6条第1項に規定されている「職員の居住する住宅」についての確認を、毎年1回実施している。

【糸島市職員の住居手当に関する規則（抜粋）】

（事後の確認）

第10条 任命権者は、現に住居手当の支給を受けている職員が給与条例第14条第1項の職員たる要件を具備しているかどうか及び住居手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

- イ 「職員の居住する住宅」について、不正を発見した場合は、住居手当の支給停止、遡及返還等が想定され、かつ、糸島市職員の懲戒処分の基準に関する指針の「諸給与の不適正受給」による懲戒処分の対象となる。
- ウ 「家賃の額」に関する事後の随時確認の実施状況については、家賃の額が変更となった場合、規則第6条第1項後段の規定に基づく届出の提出が行われると判断しているため、実施していない。

2 監査委員の判断

請求人が、違法又は不当な公金の支出として主張される事項に対し、その当否について、監査委員の判断は以下のとおりである。

住居手当の基礎となる住居届【別記様式（第6条関係）】の虚偽記載について

- ア 平成26年1月6日付けで、当該職員が作成し、当該職員によって担当職員へ

提出された住居届については、上記、第6の1のイの事実確認のとおり、担当職員が收受した後、添付書類等との照合による形式審査を経て受理されている事実及び当該形式審査においては、添付書類等に記載された事項が、住居届に正確に記載されていることをもって虚偽の記載は存在しないものと判断されている事実から、虚偽の記載は行われていないものと認められる。

イ 本件請求に係る監査において、監査委員による住居届と添付書類等との照合確認を行った結果、添付書類等に記載された事項が、住居届に正確に記載されていることから、虚偽の記載は行われていないものと認められる。

ウ 住居手当の支給決定及び支給額の決定については、上記、第6の2のア及びイの判断のとおり、虚偽の記載は行われていないと認められる住居届により、条例及び規則の規定に従い行われていることから、いずれも違法性又は不当性は認められない。

エ 添付書類等のうち建物賃貸借契約書（写し）については、平成27年12月20日が契約期間の満了日となっているが、上記、第6の1のイ及びウの事実確認のとおり、建物賃貸借契約が更新前と同条件のまま更新された場合における届出等の手続に関する法的根拠が存在しないため、当該職員が、平成27年12月20日前後において、届出等の手続を行わなかったことが違法又は不当であったとは認められない。

オ 住居手当の支給決定権者による契約期間満了時の調査等については、上記、第6の1のカの事実確認のとおり、当該調査等に係る権限を定めた法的根拠が存在しないことから、契約期間満了時における届出等の手続については、住居手当を受給する職員に委ねられた申告制となっており、支給決定権者が、当該職員に対し、聞取りや届出等の手続を促すことがなかったことが、違法又は不当であったとは認められない。

カ 建物賃貸借契約書の契約期間満了日以降の住居手当の支給については、上記、第6の2の工及びオの判断のとおり、事務上の瑕疵が認められないため、届出等の手続が行われず住居手当が支給されることが、違法又は不当であったとは認められない。

キ 監査実施時点以降における当該職員に対する住居手当の支給については、上記、第6の2のカの判断のとおり、今後も継続される見込みであるが、当該職員からの届出等の手続が行われないうえ、住居手当の支給停止又は支給額の変更等を行う法的根拠が存在せず、違法又は不当であるとは認められない。

住居届【別記様式（第6条関係）】に添付している建物賃貸借契約書の不存在について

ア 平成26年1月6日付けで、当該職員が作成し、当該職員によって担当職員へ提出された住居届に添付された建物賃貸借契約書（写し）については、上記、第6

の1のイの事実確認のとおり、建物賃貸借契約書が存在しないとは認められない。

イ 本件請求に係る監査において、監査委員による建物賃貸借契約書の存在を確認したところ、一般的な賃貸借契約書としての要件を具備し、甲乙双方の署名・押印が行われているものであったため、建物賃貸借契約書が存在しないとは認められない。

ウ 住居届に添付を義務付けている建物賃貸借契約書（写し）の審査については、上記、第6の1のイ及びウの事実確認のとおり、契約を締結する甲乙双方の署名・押印が行われているか、また、住居届に記載すべき事項すべてが具備されているかの確認は行われているが、正当に締結された契約書であるか否かについての実質的な要件審査（以下「実質審査」という。）は行われていない。

ただし、実質審査が行われていないことについては、上記、第6の1のウの事実確認のとおり、審査の根拠である規則第7条の「事実の確認」に、建物賃貸借契約書が虚偽のものであるか否かまでを含むものではないためであり、実質審査を行っていないことを理由に、建物賃貸借契約書が存在していないと言い切れるまでの根拠はなく、このことを理由とし、建物賃貸借契約書が存在しないとは認められない。

エ 平成27年12月20日が契約期間満了日である建物賃貸借契約の契約期間満了日以降の契約書の不存在については、上記、第6の1のイの事実確認のとおり、建物賃貸借契約が更新前と同条件のまま更新されているものとみなされていること、上記、第6の1のウの事実確認のとおり、契約期間満了時における支給決定権者による調査等の権限を定めた法的根拠が存在せず、住居手当を受給している職員の申告に委ねられていること等により、平成26年1月6日に提出された建物賃貸借契約書（写し）の存在をもって、契約期間満了日以降における建物賃貸借契約書が存在しないとは認められない。

オ 監査実施時点における契約書の不存在については、上記、第6の2のエの判断と同様の理由により、建物賃貸借契約書が存在しないとは認められない。

住居届への虚偽の記載及び建物賃貸借契約書の不存在の事実により、当該職員が、違法又は不当に住居手当を受給している事実の有無。

ア 上記、第6の2のウ及びエの判断のとおり、住居届への虚偽の記載の事実及び建物賃貸借契約書の不存在の事実が認められないため、当該職員が、違法又は不当に住居手当を受給している事実は認められない。

第7 結論

本件請求についての監査結果は、監査委員の合議により次のように決定した。

本件請求で請求人が主張する違法又は不当な公金の支出については、上記、第6の

2の「監査委員の判断」のとおり、その事実及び事実に関する違法性又は不当性は認められず、請求人の主張には理由がないので、棄却する。

第8 意見

1 本件請求事案における今後の住居手当支給について

本件請求事案については、上記、第5の2のとおり、住居届に添付された建物賃貸借契約書の有効・無効の是非に関する事項については、監査の対象事項から除外し監査を行ったが、本件請求事案における建物賃貸借契約については、両当事者間に、その有効性の有無に関する見解の相違等の問題が生じていることが推察できる。

今後、この問題が解決することにより、平成27年12月21日以降の建物賃貸借契約又は将来の建物賃貸借契約に変更等が生じた場合、すでに支給された住居手当及び将来支給予定の住居手当に影響を及ぼすことが想定される。

市執行部におかれては、本件請求に係る事案について、今後の推移を注視するとともに、住居手当支給に関する適正な事務執行に努めていただきたい。

2 住居手当支給の決定等に係る要件審査について

市執行部におかれては、今後、住居手当の支給に当たっては、規則第7条に規定する職員から届出があったときの「事実確認」、さらには、規則第10条の趣旨に則って、現に住居手当の支給を受けている職員が条例第14条第1項の職員たる要件を具備しているかどうか及び住居手当の月額が適正であるかどうか等を審査する目的で行う「随時確認」をより適正かつ厳格に実施するための執務体制やその手法、例規整備等について、現行の形式審査だけに止まらず、より実効性が高い実質的審査の導入等も含めて、十分な検討が必要であると思料する。

とりわけ、建物賃貸借契約が、更新前と同条件で更新された場合、別記様式（第6条関係）中に「契約関係の変更（契約の更新を含む。）」の項目があるにもかかわらず、住居手当受給職員による契約の更新に伴う届出等の手続が行われていない実態は、適正であるとは言い難い。

住居届等が提出されないことをもって、建物賃貸借契約が更新前と同条件のまま更新されたと「みなす」執務方法に関しては、より厳正な運用を行うべきものと考えるところである。

市執行部におかれては、当該住居手当の財源が貴重な市民の税金等により賄われている事実に十分留意したうえで、今後、当該手当支給事務については、市民に不信や誤解を与えないよう支給事務の改善に努めていただきたい。